

提 供 日 2026/09/11
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



財産管理課の公文書開示請求への対応に伴う職員への給料の支給等に関する住民監査請求を令和8年7月27日に受け付け、9月9日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

駿東郡長泉町東野 515-138 芹沢 博親（せりざわ ひろちか）

2 監査対象機関

静岡県財務部財産管理課

3 請求の要旨（住民監査請求の原文を抜粋して作成）

①誰が。（県の執行機関又は職員）

静岡県財務部財産管理課（私の鑑定評価書の開示請求に対して作業を始めた部署）

②いつどのような財務会計行為を行ったか。

A*氏は不動産鑑定評価書の開示請求を多数の部署で乱発しています。

不動産鑑定評価書の開示請求はほぼ100%がA氏によるものだというのが周知の事実です。ですので私の松崎町の保健所の鑑定評価書の開示請求もA氏によるもので間違いないと思います。

A氏の不動産鑑定評価書の開示請求は多数の部署で乱発されています。

これは権利の濫用であり違法です。

A氏の不動産鑑定評価書の開示請求の詳細は私が多数の情報開示請求をすれば明らかになりますが、担当部署に煩雑な作業をお願いすることになるのでしません。

A氏による不動産鑑定評価書の開示請求乱発の実態は文書課等に問い合わせただけであれば分かることだと思います。

◎権利の濫用とは「形式上、正当な権利行使の外形を備えるが、その目的や態様、結果等からみて社会的相当性を欠き権利本来の目的内容を逸脱するため実質的には正当な権利行使と認められないと判断される行為」です。民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定しています。

◎A氏（不動産鑑定士） 住所（略）

* 個人情報等に係る原文の記載について、Aで置き換えてあります。

A氏による不動産鑑定評価書の開示請求の乱発（権利の濫用）の内、その一部である財産管理課に対する私の松崎町の不動産鑑定評価書の開示請求により財産管理課が不当に労務の提供、対応（鑑定評価書の開示の可否、開示の範囲の検討、開示に向けたスケジュール表の作成、調整等）をせまられた。

これにより少なくとも1万円の損失が生じている。

③その行為はどのような理由で違法又は不当なのか。

情報開示請求は性善説に立って良識をもって行使されることが想定されている。

しかし、A氏の鑑定評価書の開示請求は異常なほどに乱発されており、鑑定評価書の開示請求のほぼ100%はA氏によるものである。

このような悪意の鑑定評価書の開示請求は想定を超えるものであり権利の濫用で違法である。それに対する労務の提供も違法である。

④その行為によりどのような損害が県に生じているか。

財産管理課が不当に労務の提供、対応をせまられたことによりすでに1万円の損害が生じている。

⑤どのような措置を請求するのか。

静岡県がA氏に上記損害の賠償を請求すること。

また、県の財産管理課はA氏の私の松崎町の鑑定評価書の開示請求を拒否すること（損害発生の予防措置）

更に、悪意の情報開示請求を牽制するために開示請求の目的を聞くこと。

4 今後の予定

(1) 請求人の陳述を次のとおり行う。

区分	請求人の証拠の提出及び陳述
日時	令和8年9月18日（金）
	午後1時30分から （目安 1時間程度実施）
場所	県庁別館2階 第3会議室A

(2) 地方自治法の規定に従い、**令和8年9月25日（金）までに監査結果を出す**。（住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内）